

学校法人関西医科大学イノベーション・ベンチャー推進室組織分掌規程

(趣旨)

第1条 この規程は、常任理事会規則第6条第6項の規定に基づき、学校法人関西医科大学（以下「本法人」という。）に設置するイノベーション・ベンチャー推進室（以下「推進室」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 推進室は、本法人における教育研究活動の財務的基盤の確立を図るとともに、研究基盤・研究環境を整備することにより研究力の強化、研究者の支援及び研究支援人材の育成を図り、本法人の研究活動を推進すること並びに最新の研究成果に基づく科学技術イノベーションの実現及び知的財産の管理・活用、ベンチャー企業の創出及び継続的支援等により、社会貢献に資することを目的とする。

(業務)

第3条 推進室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本法人の強み及び特色のある研究の推進に関すること。
- (2) 本法人と外部機関との学術研究交流及び共同研究の推進に関すること。
- (3) 先進的な科学研究の成果による競争的資金の獲得及び科学技術イノベーションを目指す研究の推進に関すること。
- (4) 産学連携活動として知的財産の活用による民間等外部機関への技術移転の推進に関すること。
- (5) 研究成果または人的資源等を活用するベンチャー企業の創出及び継続的支援等の推進に関すること。
- (6) 研究機器の共同利用の促進、外部資金の獲得支援、知的財産の権利化・管理支援等の研究支援に関すること。
- (7) 本法人の研究設備の整備及び研究施設等の研究環境の改善に関すること。
- (8) 研究設備機器の利活用に関する教育研究、知的財産教育、研究支援人材の育成、授業及び研究指導の実施等大学の教育力又は研究力の強化につながる活動に関すること。
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、推進室が必要と認めた事項に関すること。

2 前項の業務を行うため、推進室は各学部、各研究科、各研究所及び各センター等の学内組織と相互に連携を図るものとする。

(推進室長等)

第4条 推進室に室長を置く。室長は、理事又は教授の中から学長が推薦し、理事長が任命する。

- 2 室長は、推進室の業務を統括する。
- 3 推進室に室長補佐を置くことができる。
- 4 室長補佐は学長が推薦し、理事長が任命する。
- 5 室長補佐は室長を補佐する。

(室長等の任期)

- 第5条 室長の任期は2年とし、再任を妨げず4年を限度とする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、4年を超えて再任することができる。
- 2 室長補佐の任期は室長の任期内とし、再任を妨げない。

(部門)

- 第6条 推進室に、第3条に定める業務を行うため、次の各号に掲げる部門を置く。
- (1) 企画部門
 - (2) 学術研究推進部門
 - (3) 産学・知的財産部門
 - (4) 大学発ベンチャー推進部門
- 2 各部門に部門長を置き、室長の推薦に基づき、学長が任命する。
 - 3 部門長の任期は室長の任期内とし、再任を妨げない。

(企画部門)

- 第7条 企画部門は次の各号に掲げる業務をつかさどる。
- (1) 研究戦略立案
 - (2) 政策動向収集及び分析
 - (3) 研究IR
 - (4) 補助金獲得、増額のための企画・立案及び総合調整
 - (5) 前各号に掲げる業務のほか、推進室の総務に関すること。

(学術研究推進部門)

- 第8条 学術研究推進部門は次の各号に掲げる業務をつかさどる。
- (1) 公的研究費及び補助金獲得支援
 - (2) 社会実装橋渡し支援
 - (3) 前各号に掲げる業務のほか、学術研究の推進の支援に関すること。

(産学・知的財産部門)

- 第9条 産学・知的財産部門は次の各号に掲げる業務をつかさどる。
- (1) 共同研究及び受託研究等に係る契約
 - (2) 特許化支援及び知的財産の管理・活用

- (3) 安全保障輸出管理
- (4) 前各号に掲げる業務のほか、産学連携に関すること。

(大学発ベンチャー推進部門)

第10条 大学発ベンチャー推進部門は次の各号に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 大学発ベンチャー支援
- (2) 技術移転
- (3) 前各号に掲げる業務のほか、ベンチャー支援に関すること。

(事務職員等)

第11条 推進室に、専任の事務職員及びリサーチ・アドミニストレーター（以下「URA」という。）を置く。

- 2 事務職員は室長の命を受け、第6条第1項第1号に定める企画部門の事務等をつかさどる。
- 3 URAは室長の命を受け、第6条に定める各部門を分担し、その業務をつかさどる。
- 4 第6条第1項第3号に掲げる産学・知的財産部門に、知的財産に関する事項について、指導・助言を行うため、産学知財アドバイザーを置くことができる。
- 5 第6条第1項第2号から同項第4号に定める各部門の事務等については、研究部がつかさどる。

(外部資金獲得戦略会議)

第12条 推進室企画部門が文部科学省私立大学等経常費補助金その他外部資金の獲得、増額について企画、立案した事項を具体化するために、又は将来の動向を見据えた方針を策定するために、外部資金獲得戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

- 2 戦略会議は、室長が議長となり、次の各号に掲げる委員で組織する
 - (1) 室長
 - (2) 副学長
 - (3) 各学部長
 - (4) 学長が指名する委員 若干名
 - (5) 臨床研究支援センター長
 - (6) 教育センター長
 - (7) 室長補佐
- 3 委員の任期は職務上の期間とする。ただし、前項第4号に定める委員の任期は、原則2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じ、これを補充した場合、補充の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 委員はその任期満了後も、後任者が選任されるまではその職務を行わねばならない。
- 6 学長は戦略会議に出席することができる。

- 7 戦略会議に、室長が特に必要と認める者を陪席させ、意見を述べさせることができる。
- 8 戦略会議の事務は推進室企画部門の事務職員が担当する。

(産学知財会議)

第13条 次の各号に掲げる事項を審議するため、産学知財会議を設置する。

- (1) 産学連携の基本方針の策定に関すること。
 - (2) 産学連携活動の評価に関すること。
 - (3) 情報の収集・提供・発信に関すること。
 - (4) 共同研究及び受託研究に関する重要なこと。
 - (5) 大学発ベンチャーに関すること。
 - (6) 前各号に掲げる事項のほか、産学連携活動に係るリスクに関すること。
- 2 産学知財会議に議長を置き、産学・知的財産部門長又は大学発ベンチャー推進部門長のうち室長が指名する部門長をもって充て、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 産学・知的財産部門長
 - (2) 大学発ベンチャー推進部門長
 - (3) 研究部長
 - (4) 室長補佐
 - (5) 学長が指名する委員 若干名
- 3 委員の任期は職務上の期間とする。ただし、前項第5号に定める委員の任期は、原則2年とし、再任を妨げない。
- 4 産学知財会議の事務は研究部が担当する。

(イノベーション推進会議)

第14条 第6条第1項各号に定める各部門間の進捗状況を共有し、推進室の業務を円滑に推進し、もって推進室の目的を達成するため、イノベーション推進会議（以下「推進略会議」という。）を設置する。

- 2 推進会議は、室長が議長となり、次の各号に掲げる委員で組織する
- (1) 室長
 - (2) 第6条第2項に定める各部門長
 - (3) 研究部長
 - (4) 第11条第1項に定めるURA
 - (5) 室長補佐
- 3 学長はイノベーション推進会議に出席することができる。
- 4 推進会議に、室長が特に必要と認める者を陪席させ、意見を述べさせることができる。
- 5 推進会議の事務は推進室企画部門の事務職員が担当する。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。
2. この規程施行日をもって、関西医科大学教育研究企画室組織分掌規則（平成22年6月1日施行）、関西医科大学産学連携及び知的財産に関する規程（平成19年4月17日施行）は、廃止する。